

政策:3.働く人が安心して安全で快適に働くことができる環境を整備することにかかるコストの状況

(所管:厚生労働省、一般会計、組織:厚生労働本省、担当部局:労働基準局、年金局、政策統括官、組織:都道府県労働局、担当部局:都道府県労働局、組織:中央労働委員会、担当部局:中央労働委員会)

(労働保険特別会計労災勘定、徴収勘定、雇用勘定)

1. 政策にかかるコスト 995,679 百万円

(単位:百万円)

区 分	人件費	賞与引当金繰入額	退職給付引当金繰入額	労災保険給付費	労災援護給付費	保険料返還金	石綿健康被害救済事業交付金	補助金等	委託費等	独立行政法人運営費交付金	
I 人にかかるコスト	41,726	37,107	2,578	2,039	-	-	-	-	-	-	
II ①物にかかるコスト	164	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
②庁舎等(減価償却費)	2,805	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
III 事業コスト	950,983	(-)	(-)	(-)	737,931	93,715	34,940	3,601	26,798	18,578	10,413
(1)労働条件の確保・改善を図ること	2,416	(-)	(-)	(-)	-	-	-	-	929	786	-
(2)労働者が安全で健康に働くことができる職場づくりを推進すること	17,985	(-)	(-)	(-)	-	-	-	-	11,741	3,816	-
(3)労働災害に被災した労働者等に対し必要な保険給付を行うとともに、その社会復帰の促進等を図ること	869,727	(-)	(-)	(-)	737,931	93,715	-	-	14,113	12,578	9,726
(4)安定した労使関係等の形成を促進すること	1,338	(-)	(-)	(-)	-	-	-	-	14	398	687
(5)労働保険適用徴収業務の適正かつ円滑な実施を図ること	59,515	(-)	(-)	(-)	-	-	34,940	3,601	-	999	-
コスト計(I+II+III)	995,679	37,107	2,578	2,039	737,931	93,715	34,940	3,601	26,798	18,578	10,413

(単位:百万円)

区 分	庁費等	その他の経費	減価償却費	責任準備金繰入額	貸倒引当金繰入額	資産処分損益	(参考)決算額
I 人にかかるコスト	-	-	-	-	-	-	-
II ①物にかかるコスト	-	-	912	-	-	△ 747	-
②庁舎等(減価償却費)	-	-	2,805	-	-	-	-
III 事業コスト	25,967	24,413	3,354	△ 38,785	9,014	1,038	3,546,027
(1)労働条件の確保・改善を図ること	169	530	-	-	-	-	2,416
(2)労働者が安全で健康に働くことができる職場づくりを推進すること	1,229	1,145	52	-	-	-	18,081
(3)労働災害に被災した労働者等に対し必要な保険給付を行うとともに、その社会復帰の促進等を図ること	17,424	10,448	2,516	△ 38,785	9,019	1,038	938,025
(4)安定した労使関係等の形成を促進すること	75	162	-	-	-	-	1,338
(5)労働保険適用徴収業務の適正かつ円滑な実施を図ること	7,068	12,125	785	-	△ 5	0	2,586,165
コスト計(I+II+III)	25,967	24,413	7,072	△ 38,785	9,014	290	-

(参考) 自己収入 1,046,672 百万円

当該政策にかかる自己収入については、労働保険特別会計の労災保険料等1,026,357百万円。

労働保険特別会計の雇用保険料等 16,582百万円。

労働保険特別会計の拠出金収入 3,731百万円

2. 政策にかかるストック情報(主な資産等)

(単位:百万円)

区 分	ストック内訳										
	未収金	未収収益	前払費用	貸倒引当金	土地	立木竹	建物	工作物	建設仮勘定	物品	
物にかかるコスト	3,172	-	-	-	-	-	-	-	-	-	3,084
庁舎等	51,573	-	-	-	-	13,300	14	31,574	6,470	213	-
(2)労働者が安全で健康に働くことができる職場づくりを推進すること	4,508	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
(3)労働災害に被災した労働者等に対し必要な保険給付を行うとともに、その社会復帰の促進を図ること	△ 7,495,448	44,596	30,455	8	△ 18,615	21,316	283	-	-	-	-
(5)労働保険適用徴収業務の適正かつ円滑な実施を図ること	△ 8,158	54	0	1	△ 26	-	-	-	-	-	470
合 計	△ 7,444,352	44,650	30,455	10	△ 18,642	34,616	297	31,574	6,470	213	3,554

(単位:百万円)

区 分	ストック内訳										備 考
	無形固定資産	出資金	未払金	支払備金	未経過保険料	賞与引当金	責任準備金	退職給付引当金	その他の債務等		
物にかかるコスト	88	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
庁舎等	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
(2)労働者が安全で健康に働くことができる職場づくりを推進すること	4,508	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
(3)労働災害に被災した労働者等に対し必要な保険給付を行うとともに、その社会復帰の促進を図ること	5,801	263,424	△ 28	△ 171,687	△ 25,279	△ 1,559	△ 7,615,461	△ 28,702	-	-	
(5)労働保険適用徴収業務の適正かつ円滑な実施を図ること	743	-	△ 899	-	-	△ 371	-	△ 8,111	△ 18	-	
合 計	11,141	263,424	△ 928	△ 171,687	△ 25,279	△ 1,931	△ 7,615,461	△ 36,814	△ 18	-	

※「物にかかるコスト」及び「庁舎等」の区分に当てはめられている「物品」・「無形固定資産」、「土地」・「立木竹」・「建物」及び「工作物」は、特定の政策に結びつけることが困難なため、

定員数により、当該政策に配分を行っている。

3. 参考情報

(1)当該政策に関連するコストの状況

①当該政策に配分された官房経費等の額

(単位:百万円)

I 人にかかるコスト	2,289
II 物にかかるコスト(庁舎等を含む。)	1,609
III その他事業コスト	31,147
合 計	35,046

②当該政策に配分された当年度の公債にかかる利払費

(単位:百万円)

利払費	26,167
-----	--------

・省庁別財務書類の公債関連情報として記載されている利払費が、一般会計における政策ごとの「政策にかかるコスト」と「当該政策に配分された官房経費等」を合算したコストを基準として当該政策に配分された場合の額である。

(2)政策の概要

労働条件の確保・改善を図ること、労働者が安全で健康に働くことができる職場づくりを推進すること、労働災害に被災した労働者等に対し必要な保険給付を行うとともに、その社会復帰の促進を図ること、安定した労使関係等の形成を促進すること、労働保険適用徴収業務の適正かつ円滑な実施を図ること。

(3)共通経費配分の方法

「人にかかるコスト」、「物にかかるコスト」及び「庁舎等」については、定員数による配分を行っている。また、本省に一括して計上されている一部の人件費については、定員数により地方局・外局へ配分を行っている。

(4)その他

なし。